

いじめ防止対策推進法の正しい使い方のためのチェックリスト

いじめはどこにでもあるものだという事は認知されてきました。しかし、いじめ対策の難しさは「いじめはあってはいけないこと」ということを強調すればするほど、「あってはいけないこと」が「ある」ことを認めることが難しくなるという心理が働くことにあります。いじめ防止対策推進法は、いじめ対策において、このような心理に基づいて行動することなく、**法律に基づいて正しい行動を取ることを求めています。**市民の皆様が、「いじめはあってはいけないこと」ということを理解することだけでなく、「正しい行動を取れているか」チェックするための基本事項について、チェックリストにしました。(基本事項を例示するものであり、対策をこれに限る趣旨ではありません。)

3 「重大事態」の正しい対処

□ 「重大事態」の定義を正しく理解しています。 ※重大事態の要件は以下の2点です

① □いじめによる疑いがある ← □被害生徒・保護者からいじめ被害によるものであるとの訴えがある ※被害生徒・保護者からの訴えがあれば、必ずいじめによる疑いがあると判断します

□遺書・手紙・SNSの書き込みなどいじめ被害を伺わせるものがある
□友人や他の保護者などからいじめ被害によるものであるとの情報がある
□過去に認知したいじめ(学校が解決したと判断したものを含む)との関連性を伺わせる事情がある。
など

間違いやすい判断例

①からかいなどどこにでもある行為で悪質ではないと短絡的に判断する
⇒重大事態は、被害の定義によるものであり、行為の外形的な強度や重大性とは無関係です。調査をせずに、軽いいじめであり問題ないと判断することは禁止されています。
②まだ重大な結果とはいええない
⇒結果の重大性の定義や、欠席日数の定義(30日)にとらわれず、いじめの定義と同様に重大事態の範囲をはげげで理解し、正しい対応を取ることに重要。疑いとは証拠により認定できることとは違い可能性があるということです。

② □重大事態である ← □被害生徒・保護者から重大事態であるとの訴えがある ※被害生徒・保護者からの訴えがあれば、重大事態が発生したものと報告・調査にあたる。

□心身又は財産重大事態 ← □自殺を企図した場合
□身体に重大な傷害を負った場合
□金品等に重大な被害を被った場合
□精神性の疾患を発症した場合

下記事例を参照

【いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 文部科学省平成29年3月】
①児童生徒が自殺を企図した場合
○軽傷で済んだものの、自殺を企図した。
②心身に重大な被害を負った場合
○リストカットなどの自傷行為を行った。
○暴行を受け、骨折した。
○投げ飛ばされ脳震盪となった。
○殴られて歯が折れた。
○カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。*
○心的外傷後ストレス障害と診断された。
○嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
○多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。
○わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。*
③金品等に重大な被害を被った場合
○複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した。
○スマートフォンを水に浸けられ壊された。
④いじめにより転学等を余儀なくされた場合
○欠席が続き(重大事態の目安である30日には達していない)当該校へは復帰ができないと判断し、転学(退学等も含む)した。
※は行為の大きさから重大な被害を推定する

□不登校重大事態 ← □相当期間長期の欠席(30日目安) 但し、下記点に留意

【不登校重大事態に係る調査の指針 文部科学省平成28年3月】
欠席の継続により重大事態に至ることを早期の段階で予測できる場合も多いと思われることから、重大事態に至るよりも相当の段階から設置者に報告・相談するとともに、踏み込んだ準備作業(既の実施した定期的なアンケート調査の確認、いじめの事実確認のための関係児童生徒からの聴取の確認、指導記録に記載の内容の確認など)を行う必要がある。

①加害者に悪気はなく、いじめとは言えない
⇒いじめの定義は、左記同様「被害者の苦痛」を基本にしています。
②調査が未了であり、いじめによる被害であるか認定できない
⇒疑いとは証拠により認定できることとは違い可能性があるということです。
③他に理由がある
⇒疑いがあれば足り、いじめのみが理由である又はいじめが主たる要因であるとの判断は不要です

間違いやすい判断例

□ 「重大事態」にあたる場合の正しい対処を理解しています

- ①教育委員会は校長からの報告を受け協議の上、重大事態発生を判断する。
- ②教育委員会は、文書で教育委員会会議に報告するとともに、首長に報告する。
- ③教育委員会は調査組織を教育委員会・学校いずれに設置するか決定し、調査組織を設置して調査する。
- ④調査組織や調査方針等については、被害生徒保護者に説明するとともに、支援の方法についても決定し、説明する。(十分な情報公開と理解に基づく協力関係の構築)
- ⑤加害生徒はじめ関係する児童生徒・保護者への説明と、適切な指導
- ⑥教育長は、受領した調査結果を教育委員会会議・首長へ報告
- ⑦報告を受けた首長は再調査の要否を判断

基本: □「いじめ」の定義を正しく理解しています

□児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は、学校の内外を問わない。

間違いやすい判断例

①行為者の意図、偶発的なものか、相手を特定しない行為など行為者の事情に囚われない
②行為を受けた生徒が苦痛を訴えていなくても加害行為が人権意識を欠く言動であれば、いじめと認知する。

1 「いじめ予防」への正しい対処

- いじめ対策委員会を開催し、年間計画を立てて実行する。
- 入学から卒業までに行ういじめ予防のための教育(ソーシャルスキルトレーニング)についてカリキュラムを立て実行する。
- いじめ予防のための取組について、子どもと合意をする
- いじめ防止対策推進法・ガイドラインなどの正しい理解をする研修を年1回行う。
- いじめがあった場合の学校の対処方針について、子どもと合意をする。
- いじめ予防に関する取り組みを保護者・地域に広報する。
- いじめ予防についての効果を子ども・保護者・地域から確認する。

2 「いじめ」への正しい対処

①被害生徒の安全確保と支援

- 被害生徒からの聴取り
- 見守る体制・役割分担は明確に死角がない
- 被害生徒に対策を知らせる
- 被害生徒に学校の対策の効果を確認する
- 加害生徒の行動制御
- 保護者への伝達について被害生徒と決める
- 調査の方針・予定について被害生徒に知らせる
- 調査結果・事実認定について被害生徒に知らせる

③事実確認のための調査

- アンケートQU(他の生徒の分も含む)指導記録など客観的資料の再検討
- 教員からの情報収集
- 新たなアンケートなどの実施
- 被害生徒側の生徒からの聴取り
- 加害生徒からの聴取り ※調査と指導を混在させない
- 周囲の生徒からの聴取り

④事実認定

- SC・養護教諭等の協力も得る
- 5W1Hを明確にする
- 外形的な行為だけに囚われず、悪質性を検討する
- 関係性背景にした被害生徒の傷つきのメカニズムを明らかにする。
- 加害生徒・周囲の生徒への教育指導方針・計画を立てる。

②組織的対応

- いじめ対策委員会での検討・対応
- 記録を取る
- 記録を保管する
- 加害生徒等からの聴取りの際は口裏合わせの危険があるため、多人数で同時に行うことも考慮

⑤加害生徒への対応

- 内省(徹底的な聴取りと行動原理の自己分析を促す問いかけ)
- 被害生徒の傷つきのメカニズムの理解
- 発達段階・行為の悪質性に応じた責任を取らせる
- 外部機関との連携
- 効果を確認して対応を再検証する。

⑥周囲の生徒への対応

- 事実関係の共通理解
- 被害生徒の傷つきのメカニズムの理解
- 加害生徒の行動のメカニズムの理解
- 内省(自分の行動を振り返り、理解し、改善点を知る)
- 行動訓練
- 効果を検証して対応を再検証する。

□いじめによる精神的ダメージは長期に継続したり、再燃することを考慮して記録を共有するとともに保管する

⑦謝罪を含めた環境作り

⑧経過観察

- 3か月を目安とする
- 教員の観察だけでなく、被害生徒の意見を必ず定期的に聞く

時間経過